

近世新田の一異例

——岸和田藩領倭屋新田の歴史地理的考察——

米倉二郎

序 一、倭屋新田の成立と發展。二、倭屋新田の分布とその耕地。三、倭屋新田に於ける村落。四、倭屋新田に於ける新田。餘言。

序

大阪府泉南郡佐野町の南約二軒に倭屋と云ふ村がある。現在は日根野村の一大字であるが、此處が今述べんとする倭屋新田の本據である。元來、新田は假令その面積が如何程廣大であつても、一箇所に纏つてゐるのが普通であるが、本新田は六拾町足らずの總面積でありながら、舊時の十七ヶ村に散在してゐたもので、倭屋新田とはその總稱であつた。又、新田とは讀んで字の如く、新しく開發された田畑惹いては、そこに營まれた村落をも意味するのであるが、本新田に於ては更に市街地の計畫をも包含せるものであつた。斯くの如く、一般新田の概念に相反する内容を持つた本新田は近世新田の一異例と云はるべきであらう。

本新田に關する資料は倭屋新田の舊庄屋であり現在日根野村長を務めらるゝ菊政治氏の所藏に拘

る。閱覽し得たものは、その一部分であつて、尙多くの資料は倉庫内に殘されてあるとの事である。それらを盡く整理した上での精細なる經濟史的研究は之を専門學徒の研鑽に待つ事として、此處では檢地帳を基礎として、新田の歴史地理的事實を究明したいと思ふ。云ふ迄もなく、檢地帳は近世に關する最も正確なる統計資料の一つであつて、從來多くは經濟史家によつて利用されてゐるが、歴史地理的觀點よりしても大いに重要視さるべきものである。東京文理大の内田助教授は夙に之を活用されて、優秀なる論著を發表されてゐる。本稿は諸先學の啓發によつて、筆者が試みた一つの習作であつて、主に聚落を問題としたものであるが、資料の取扱上其他に於て、種々の誤謬を犯してゐるかもしれない。大方の御叱正を仰ぐ事を得れば幸甚である。

註①内田寛一

初島の經濟地理に關する研究、昭和八年

耕地區劃細分の傾向について、大塚地理學論文集第三輯、昭和九年

武藏野の計畫的開拓の一例、大塚地理學論文集第四輯、昭和九年

一

俵屋新田の開發は徳川三代將軍家光の時代、正保三年(西曆一六四五)より始められたもので、近世新田としては比較的古いものである。開發者は新田名によつても略想像される如く、俵屋次郎右衛門と云ふ人で、和泉岸和田藩主岡部侯が、寛永十七年入府せる時隨從して來た武士とも云ひ、有力なる町人であつたとも云はれ、岸和田領内空閑地開發の特權を附與されたと傳へられてゐる。俵屋に關する確實なる史料を缺くは遺憾であるが、この所傳は信ぜらるべきものであらう。

正保二年より三年たつて、慶安元年に、本新田最初の檢地が行はれた。鐙下年季は三年であつた事と思はれる。この慶安元年檢地帳の寫を見るに、次郎右衛門に次いで、八兵衛、四郎右衛門、忠右衛門、善七の四人の持分が相當多數に上つてゐる。寶永三年の「泉州日根郡俵屋新田高割」には、その冒頭に、寶永に至る新田の沿革が摘録されてゐるが、貞享四年、新田の石高改めに際して提出せる願書には俵屋新田村庄屋次郎右衛門、年寄與市兵衛、同仁右衛門、同太兵衛、同太郎兵衛が連署してゐる。寶曆五年の「俵屋新田水帳」は新田の田畑定米が混亂した爲に、關係諸村の庄屋に命じて、その再調査をなさしめたものであるが、その書式は、元新右衛門名前(二一町餘)、與市兵衛名前(約九町)、太兵衛名前(九町八反)、善作名前(五町六反)、太郎兵衛名前(一〇町五反)、元四人小前(約三反)に分つて、その所屬田畑屋敷を書きあげたものである。尙寶曆十年の「田畑譲り證文並質物入證文加印控(三右衛門分控)」によれば、與市兵衛株、太兵衛株、太郎兵衛株、善作株、小まへ株と記されてゐる。之等によつて、俵屋新田は俵屋次郎右衛門を盟主として、八兵衛、四郎右衛門、忠右衛門、善七等の協同の下に開かれたもので、表面は俵屋の單一支配式の形態であるが内容に於ては組合式の新田開發であつた事がわかる。

俵屋に協同した四家の出身も充分には判明しないが、後の太兵衛は佐野の郷士菊左近の子孫であると云はれ、善作、太郎兵衛も同じく佐野の有力者であつたらしい。つまり藩主側近の俵屋が地方の土豪數人と語らつて、資力を合せ、小作人を招致して開發したのが本新田であつた。従つて新田の田畑は前記寶曆の水帳によつても想像される如く殆んど全部出資者の間で分割され、その一部分

が小作人の所有する處となつたのである。

又彼等の子孫は時代によつて多少名前を改めた様であるが、(例へば次郎右衛門の子孫は後に新右衛門を稱し、入兵衛、四郎右衛門、忠右衛門、善七は、與市兵衛、太兵衛、太郎兵衛、善作の祖先であらう。)代々庄屋或は年寄を世襲して村の代表となつたであらう事が想像される。尙、新右衛門の子孫は寶曆五年以前に、家運が左前となつたらしく、其の後庄屋は太兵衛が務むる事となり、又與市兵衛の後も、何時しか没落し去つたものゝ如くであつて、今日俵屋新田の草分としては、太兵衛、太郎兵衛、新右衛門、善作の四家が記憶されてゐる。

この間、新田の耕地の多くが佐野の豪商食野に入質されて居り、それが更に大阪の商人に轉々した事が證文によつて明かである。明治になつて田畑賣買の禁が解かれるや、俵屋の耕地の大部分が他町村地主の手に歸し太郎兵衛、善作の跡も零落して、只太兵衛の跡のみが昔の地位を維持してゐる。

慶安元年の檢地帳寫によれば、田畑惣合三拾貳町四反一畝十一歩であり、その分米惣合貳百八拾四石三斗貳升であつた。その内、高貳百四拾三石三斗一升は戌年起(正保三年)であり、高四拾壹石餘が子年起(慶安元年)であつた。即、新田の大部分は開發の初年に既に成立したもので、以後小許の新地が附加されて行つた事と思はれる。萬治貳年及寛文二年の黒印狀及前記寶永二年の高割及寶曆五年の水帳等によつて、萬治二年より寛文三年に至る新田の増高は畑屋敷合して、貳町五反八畝拾九歩に過ぎなかつた。その一つは、俵屋次郎右衛門による佐野北濱に於ける濱起しであり、他の

一つは年寄四人の請負になる日根野村領内の畑開發であつた。斯くて新田の反別惣合三拾五町、高三百石に定まつたのである。その後延寶六年に田一反三畝九歩、貞享三年に田四反を増加するに過ぎなかつた。處が同年、隣村日根野村の本田九町歩をつぶして、俵屋新田の溜池を築成（第一圖黒線に圍まれた二つの溜池がそれ）する事が許され、灌漑の便を得た爲に田畑貳拾一町五反一畝拾七歩を増加するに至つた。かくて池床となつた本田高を日根野村に於て引いた代償を合して、一舉に高五百石に進められた。尤も年貢のトリカ（税率）は以前四ツ取のものが三ツに遞減されたから、年貢三十石の増加を見たのみであるから灌漑の便を得たゞけ結局は利益であつたと思はれる。かくて以後田畑五拾七町五反高五百石を以て明治維新に及んだものである。

註① 柳田國男 日本農民史 三〇頁 昭和六年

② 菊政治氏談

二

俵屋新田は第一圖（大小區時代の俵屋新田地籍圖によつて作る。尙數ヶ所未考定、圖中の黒點は面積狹少なるものゝ位置を示す）及第一表に示さるゝ如く、岸和田以南の泉南郡各地に散在せるものであつた。併しながら、慶安當時五町（貞享四年以後十町）以上の面積に及んだものは、日根野村領の八町（貞享以後約十四町、以下括弧内は貞享以後）佐野村領五町七反（十一町）長瀧村領七町七反（十九町）の三ヶ所であつて、しかもその耕地の大部分は、三村の交界地なる現在の俵屋附近に集合して居り、三者を合すれば俵屋新田全面積の三分ノ二（五分ノ四）に達するものであつた。その他で

第一圖 俵屋新田分布圖

近世新田の一異例



第一表 俵屋新田反別表

村名	年次		備考
	慶安元年	寶曆五年	
日根野村領	町〇畝歩 八、〇四、二	町〇畝歩 二、七三、三	堀村となる 他に佐野新町屋敷一 町四反四畝あり
瓦屋村領	一七、二	一八、〇〇	
津田村領	二、三	二四、〇三	
佐野村領	五、六、三	二、九、〇四	
安松村領	一〇、五	五、一五	
岡本村領	三、〇四	—	岡本、北野、吉見、 新家の各村に於ける 耕地の代りに牧野村 三反あり
長瀧村領	七、六、元	一、八、元	
樫井村領	五、一〇	—	
大苗代村領	六、八	一、〇、〇〇	
信達中村領	五、一元	五、一五	
蟬代村領	一、八、〇四	一、八、〇四	—
馬場村領	三、五、六	三、五、〇元	
樽井村領	二、〇、〇一	二、五、〇六	
岡田村領	三、一〇	六、〇元	
北野村領	一〇、〇〇	—	
吉見村領	三、六	—	—
新家村領	六、〇〇	—	
總計	三、二、一、一〇	五、八、四、三	

は馬場村領の三町五反、樽井の二町四反、蟬代の約二町が相繼ぎ、それ以外の諸村では何れも一町未満であつた。

俵屋新田の自然地理的分布を見るに自ら、三つの地域に分かれてゐる。第一には現在の俵屋、國市場附近等の如く平野内に散在するもの、第二には樫井川、金熊寺川等の沿岸にあるもの、第三には、貝塚、佐野、樽井等の大阪灣岸諸町村に於ける濱地である。

由來和泉の大阪灣岸地帯は洪積層の發達著く、小河川沿岸の沖積層地を除けば殆んど海岸線迄皆洪積層である。洪積層地の開發が沖積地のそれに遅れるのは、我國一般の傾向であつて、近世に入つてから始めて新田が開けたものが多數である。然るに、和泉に於ては人文の發達極めて古く、従つて洪積層原野の開發も早くより着手されてゐる。日根野は上代に移住し來つた新羅人によつて大規

模に開拓を始められしものゝ如く、垂仁皇子五十瓊敷命の作らせ給ふた茅渟池もこの附近にあつた事と想像される。沖積層地では條里の遺構も明瞭に認められる。下つて莊園時代に入れば樫井川沿岸を中心として長瀧莊、佐野川沿岸に中通莊が起され、日根野莊と鼎立して、開拓が進んだ事であらう。それでもこの三莊の交界地域には尙洪積層原野が残存してゐたのであつて、之を開發したのが即、倭屋新田の本據をなす處である。この他では、嘗ての信達莊内國市場附近に稍集團してゐるのを除けば何れも小面積で、既耕地の間に散在してゐた荒蕪地を開墾したものである。洪積層地に於ける新田の散在は何れの地方に於ても見られる事であるが、それは原野や雜木林の間に點在せるものであつて、開拓の初期を示すものであるが、本地域に於ける倭屋新田の散在は、既耕地間に遺棄されてゐた零細な荒地を開き終へて出來上つたもので、開拓の終期を示すものである。之は又和泉に於ける土地の利用が非常に集約化してゐた事を物語るであらう。

第二の川荒地の開墾は説明する迄もない事である。第三の濱荒地は、大阪灣岸地帶の緩慢なる地盤の上昇によつて、汀線が後退する事により海岸線に沿つて狹少な砂濱地が生成されたものである。倭屋新田に於けるこの濱の開拓は埋立や干拓による田畑の起立よりも、漁業者、商業者等の爲の宅地の築成である點が一般新田の場合と異なる。斯くの如きもので、新田の中に包含するは極めて不自然の觀があるが、それを敢てして毫も怪まなかつた事は、一新田の地域的散在を許容した事と共に、倭屋の特權に歸せらるべきもので、倭屋の藩主に對する特別の關係により、單なる新田の開發者と云ふ地位を越へて、領地權に相似た支配權が附與されてゐたものと見做さるべきであらう。

俵屋新田の耕地に就いては尙資料の缺乏と不揃の爲に充分なる分析を行ふ事を得ないのは遺憾であるが、慶安元年檢地帳によれば、田畑惣合三拾貳町餘の中、田は拾町餘で畑屋敷が二拾町以上を占めてゐた。新田に開かるゝ前は、洪積層の原野であつたものが大部分であつたから、畑地が多くなつたのは當然であつた。水田の三分ノ二は日根野村領及長瀧村領にあつたもので、恐らく新田の起立に當つて最初に設けられたであらう俵屋の新池（俵屋村落に接近して、新田の黒線内にある三角形の池）より灌漑水を供給する事によつて開かれたものである。併しながら尙灌漑水の不足の爲に此處でも畑地の方が廣かつたのであるが、前述の如く貞享に至つて、溜池が更に新設さるゝ事により從來の畑は勿論の事その他の荒蕪地も、殆んど水田化されたものゝ様である。貞享以後の資料に田畑を書き分けたものがない爲に、その程度を數量的に表示し得ないが、明治初年の俵屋新田地籍圖によれば略完全に水田のみとなつてゐる。貞享に於ける新田の増加は日根野、長瀧、佐野の三村内に限られてゐるのは、この三村内の田畑のみが新溜池の恩恵に浴したからであつて、遠く散在せる田畑に對しては策の施し様がなかつたのである。従つて開發以來畑地として残つたものが多く、國市場の如きは前記地籍圖によつても殆んど畑地のみである。

田畑の等級は上・中・下の三階級のみであつた。階級の分布は、本新田の根據地である俵屋村附近に比較的の上田、上畑が多い事が認められるだけで一般に平均して居り、上・中・下何れも相當に錯雜して居る。

石盛は田方一石代、畑方八斗代とのみ記され實際當つて見ても階級による遞減は行はれてゐな

い。斯くては等級を設けた意味がなくなるのであるが、石盛が本田に比べて非常に低率である處より、又計算の繁も省ける爲に一通りに決めたものであらう。屋敷は畑と同率で八斗代であつた。當時新田には、どの程度の高結が行はれたかに就いて、川副博士⁽³⁾は農政記聞を引用され田は一石代、畑は五斗代としたもの、様であるとされてゐる。之と比較するならば俵屋新田の畑は割合に高率であつた理である。之は和泉の大阪灣岸の畑地は古來棉や蔬菜の産地であつて、畑の収益率が他に比して高い事が一原因であつたらう。殆んど同時に開かれた春木新田の場合を見るならば田、畑共に一石代であつた。トリカは、田は俵屋新田と同様四ツであつたが畑は三ツ四分、二ツ七分、二ツ等で低率であつたから、その評價は何れを重しとしたとは云ひ難い。本田のトリカ⁽⁵⁾は各村區々であつたが一般に六ツ、七ツ程度で九ツ以上に達した處も少くなかつた。隣村日根野村の如き八ツ八分九厘であつた。新田が本田に比し如何に低率であり、保護されてゐたかわかる。

耕地の區劃は不規則で、一筆の面積が一反以上のものは極めて少かつた。耕地區劃の變遷を追跡するは興味ある問題であるが、中間の資料が尙缺除せる爲後の機會に譲りたい。

註①拙稿古代の和泉地方に關する二三の歴史地理的考察 史林二十卷一號 昭和十年

②東西窪田村の水帳にある土代盛(石盛)によれば上田一、九(二)、中田一、八(一、九)、下田一、七(一、八)、屋敷一、八(一、八)、上畑一、六(一、六)、中畑一、五(一、五)、下畑一、四(一、四)、單位石、括弧内が西村、之と比べると俵屋のそれは殆んど半分である。……野上榮、岸和田藩志 一三六頁 大正六年

③川副(橋村)博 江戸時代に於ける新田開發に就て 歴史地理 五十卷一號 昭和二年

④濱村正三郎 岸和田藩領春木村の新田開發 經濟史研究 四十六號 昭和八年八月

⑤前掲 岸和田藩志 四一頁以下

三

慶安元年檢地帳によれば、俵屋新田に於て屋敷が記載された處は、日根野村領、馬場村領、長瀧村領、津田村領（後に堀村領）、佐野村領、樽井村領の六ヶ所であつた。この内前三者は村落であり、後三者は非農業聚落であつた。

新田の本據をなした處は前述する如く、日根野村領の屋敷地で今日俵屋の村名を稱してゐる。此處では新田の起立に際して普通行はれる如く、氏神（岡崎神社）、寺院（安養寺）が設けられて、新田全體の精神的中核ともされたのである。寺院は其の後維持困難となつた爲か中河内郡恩地村に移轉し、氏神は明治になつて日根野神社に合祀されて、今日ではそれ等の遺趾を存するのみである。（俵屋東方一籽半、池畔の小丘がそれ）。

屋敷は現在の俵屋の位置に最初から置かれた事と思はれる。その大きさは、次郎右衛門一筆二畝二〇歩、八兵衛三筆六畝一七歩（三畝二七歩、一畝二二歩、二八歩）、四郎右衛門四筆四畝四歩（一畝二〇歩、一畝一五歩、二四歩、一〇歩）、忠右衛門三筆三畝一六歩（一畝一〇歩、一畝八歩、二八歩）他に各一筆一〇歩の屋敷を持つ三人の小百姓がある。

一般に檢地は土地の一地點より他點に向つて連續的に行はれた筈であるから、檢地帳の記載もそれに従つてゐるのが普通である。それで屋敷が連續的に記載されてゐるか、不連續的に表はされて

ゐるかによつて、その村落が、聚村なりや將又散村なりやを、ある程度迄伺ひ知る事ができる。此處では字され池下戌に九筆、大池下戌に二筆、澤ノ池上に三筆が連續して記されるが各字間には田畑が記載され相隔つてゐる事が明かである。更にその内容を檢するに、され池下では屋敷地一筆の面積が大きく、庄屋次郎右衛門を始として年寄格の三人が屋敷を構へた處であつた。之に反して、澤ノ池上に於ては僅かに一〇歩の宅地が三筆あり、その所有者の名前の上に附箋があつて、仁右衛門内、太郎兵衛百姓等と書かれてゐるから、彼等の内百姓(隸屬農)であり小作人であつた事がわかる。(附箋は檢地帳の制定された時より後に附けられた爲に地主の名が異なるが前記四人の子孫であるに相異なるい)。この他に極めて零細な田畑を持つ五人の百姓があり、同じく附箋によつて、仁右衛門百姓二人、太兵衛百姓一人、太郎兵衛百姓二人である。彼等に屬する屋敷地は俵屋新田全體の何處にも見當らないから、恐らく、年寄格三人の名義になつてゐる屋敷地の中、一畝未滿のそれが彼等によつて住居された事であらう。又地主の屋敷の一部に部屋住をしてゐたものもあつたかもしれない。之等の小百姓は開發の當初より勞働者として招致されてゐたもので、それらの地主に隸屬的關係にあつたものであらう。斯くて、村落の形態は、地主階級の莊宅を中心として、その周圍に或は多少離れた處に隸屬農の小屋が附屬して、凝集的散在とも稱すべき形態をとつた事が明かである。村落の起立に際して取られた開發者の方針がその村落の社會生活乃至景觀を規定し來るべきは柳田氏が夙に唱導された如くで、俵屋新田の現實の村落景觀は主として開發當初の村落組織に負ふ處である。第二圖は新池の西岸より西北に向つて撮影したもので左端の大邸宅は太兵衛即ち菊政治氏宅

第二圖 倭屋村落

地

球



第二十三卷

第四號

二六

四〇

その後方右は太郎兵衛屋敷の一部で、現在は菊家の分家が住まれてゐる。右端の小屋群は主として小作者達の住居である。

倭屋村民の生活にも村落起立に於ける地主と小作人の明瞭なる區別が尙殘されてゐる。最も舊慣を傳へやすい神事を調査するに倭屋新田の氏神岡崎神社には内座(二)なる慣習が新田の成立以來續けられてゐる。之は倭屋に生まれた者を全部座付帳に登録し、右座、左座に分つて、年四回の例祭を行うもので、席順は登録順(即、年齢順)に従ふのである。處が左右座の上に四つの上座がおかれる。それは新右衛門座、太兵衛座、太郎兵衛座、善作座であつて、この四家の子孫は年齢の如何に拘らず上座に着く仕來となつてゐる。この事は倭屋の村落生活に於て、新田開發者達が永く享有し來つた特權の一つの具體的な現れと云ふ事ができる。

長瀧村領に於ける屋敷は字一里山茶屋(現在の一里山)及二軒屋に大體集合せるもので、一畝以上の屋敷五筆五人と二〇歩の屋敷が五筆五人であつた一畝以上の屋敷所有者は田畑も相當持つてゐるから、現在の言葉で云へば自作兼小作農で、一〇歩の

屋敷に住む五人は恐らく俵屋新田開發協同者の純小作人であつたらう。村落は紀州街道に沿つて街村式に並んでゐた様である。

馬場村領の屋敷は現在の國市場の村落であつて、屋敷は字千代と字國市場の兩所に分れ、最大が二一步で六歩に過ぎないものが五筆もある。所有者側から見れば次郎右衛門が四筆（二一步、六歩の屋敷三筆）を占め、二筆二一步の嘉右衛門、一四歩の九左衛門、一〇歩の清左衛門は屋敷は狭いけれども、何れも田畑五、六反を持つて居り自作兼小作と云ふ程度であらう。次郎右衛門の屋敷には小作人が住んでゐた事であらう。尙河村與兵衛氏の家が昔から此處の年寄格を務めて來てゐる。村落の現景觀は俵屋のそれに類似してゐる。

註①前掲書

②菊政治氏談

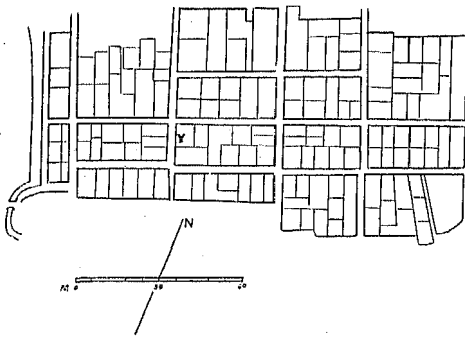
四

堀村、佐野村、樽井村領に於ける屋敷は何れも一箇所に集團して居り、その所有者は、殆んど全部俵屋新田内に耕地を有せず、屋敷の大きさ、配列等より見て、一種の市街地を形勢せるものであつた。莊園に於ける市場、又北海道の拓殖に於ける村落の中の市街地の經營は村落住民の物資交易の必要によつて生まれたもので、市場又市街地と村落とは有機的な聯關を持つものであるが、俵屋新田に於ける新町は、俵屋新田村民の必然的要求として現はれたものではなく、本質的な意味に於

ける新田とは全々別箇のもので、只、俵屋によつて起立され、同じくその支配の下にあつたと云ふだけの關係を有するに過ぎないものであつた。

この内、堀村領内のそれは、紀州街道に沿つて、貝塚町の北に接する堀新町の起原をなすもので五筆二段三畝一三步（一反二畝二〇步、六畝七步、三畝一〇步、一八步二筆）總て俵屋次郎右衛門に屬してゐた。屋敷としての一筆の面積が新田中最大である事、日根野村領に於ける次郎右衛門の屋敷地は他の年寄連のそれより狭い事等を考へ合せると、恐らく俵屋の本邸が此處に置かれてゐたのはなからうか。此地は城下岸和田の南郊に當つて居り、藩廳への出仕には最も便利である理である。屋敷の配置は街村式のものであつたらう。

第三圖 佐野新町町割



佐野村領字佐野新町は、佐野の北海岸に接して居り、慶安元年の屋敷數は三十二筆五反一五步であつた。この内五畝一〇步を筆頭として八筆一反一畝一步が次郎右衛門に屬する他、それ〴〵所有者を異にして居る。その内、只一人大工の肩書があるだけで、其の他の住民の職業は直接には知られない。併し彼等が耕地を有せざる事、場所が海濱である事、現在の居住者を見ても漁民が約半數に達する點等からして、大部分は漁民であつたらう。

屋敷の大きさは五畝代一（俵屋有）三畝二（一筆俵屋有）二畝代

第四圖 佐野新町



八、一畝代一七、一畝未滿四であつた。一畝以上のもので、何歩と云ふ端數を伴ふものは一一に對し、端數を伴はぬものが一七あり、その内一畝の宅地が一〇筆もある。之によつて考ふるに佐野新町の宅地區劃の基本は一畝であつたらう。その間口と奥行の割合は三間に一〇間か五間に六間かであつたらう。

萬治二年約三反の畑屋敷が擴張され、寶曆五年の水帳には、佐野新町屋敷一町四反四畝と稱されてゐる。第三圖は大小區時代(明治二十二年以前)の俵屋新田地籍圖によつたものであるが、町の區劃は大體、三〇間に一五間の長方形のブロックを組んだものであつて、間口より奥行が稍長い宅地が背中合せに二列に配置され約二間の道路に面してゐるものである。之は恐らく慶安に於ける當初の宅地計畫の様式を受け繼いだものであらう。従つて慶安の一畝一戸の宅地は間口五間に奥行六間であつたらう。第四圖は第三圖のY點の位置にある火見樓上より北面して撮つた寫眞であるが、櫛比する人家が整然たる秩序の下に配置してゐる様が伺はれる。

樽井村領に於ける屋敷は字えびす子一、字濱戌一、字樽井大苗代入組戌四、同所子三十二筆があつた。この内えびすの屋敷は次郎右衛門に屬し、樽井大苗代入組戌の四筆の内、市兵衛、樽井太郎兵衛の二人は他に田畑も持つて居た。最後の樽井大苗代入組子三十二筆の宅地は樽井村落の載つてゐる海成段丘の崖

下に作られた新町であつて、その宅地の所有者達は耕地を有しない人達であつた。

この最後のものに付き、屋敷地の大きさを見るに、五畝代一、四畝代一、三畝代二、二畝代二、一畝代一三、一畝未滿二二であり、他に四人の共有になる二反一畝一〇歩と云ふ屋敷地が一つある。之を佐野新町の屋敷に比較すると、三畝以上の大屋敷と一畝未滿の小屋敷とが多く、又何歩と云ふ端數を伴はないものは僅に、六筆で、概して屋敷の大きさが不揃であるから、佐野新町に於ける如き整然たる宅地區劃を行つたとは考へられぬ。實際大小區時代の地籍圖によるも、海岸に沿ふて走る孝子越街道の兩側の街村である。更に所有關係を見るに、佐野新町が俵屋を除き一人一筆で、その面積も平均してゐたのに反し、此處では藤兵衛二筆七畝一三步を最大とし、太郎兵衛四筆五畝二歩、仁兵衛二筆四畝一九歩、吉郎衛門一筆四畝一步等の屋敷持と一畝步未滿の小前とが多い。之は住民の内容が佐野新町とはかなり相異したものであつたらう事を想像せしむる。街道町である事、樽井聚落に於ける海岸地帶の全部を占めてゐる點等より考ふるに、漁業以外に商業、航海業方面に従事したものが多かつた事と思はれる。

以上述べた新町並に村落に於ける一般住民は如何にして如何なる地方より招致されたものか、確實なる資料を缺ぐ爲不明であるが一般には近隣の村落や小都邑から移住した事であらう。試みに、俵屋村に於ける各戸の檀那寺を調査するに、太兵衛、太郎兵衛の一統は佐野上善寺であり、佐野妙光寺檀下もあり、長瀧村永福寺、日根野村慈眼院檀下も數軒ある。寺院とその檀下は必しも地域的に結合してゐないから、俵屋村民の檀那寺所在地を以て直ちにその出所となす事は不可能であるけ

れども、住民が近郷各地から寄せ集められたであらう事は想像される。尤も國市場の年寄格川村與兵衛氏の先祖は根來の落武者で、以前は系圖も残つてゐたと云はれる。斯くの如き浪人的分子も勿論一部分參加したであらう事は近世初期に於ける新田一般の例よりして首肯される處である。

餘言

泉南地方一七ヶ村に亙つて散在しながらも、先には倭屋、後には菊家を庄屋に戴き、一村を形成して來た倭屋新田は、明治二十二年四月一日町村制の施行に際して、日根野村に合併する事となつた。その時大部分の飛地は隣接町村に併合されたのであるが、馬場村領國市場及樽井村領のものは尙倭屋新田として残り、従つて日根野村の飛地となつた。併しながら日根野役場より遠く離れ、却つて樽井村役場に近接してゐる爲遂に明治四一年一月一日を以て樽井村に偏入される事となつた。斯くて近世新田の一畸型兒であつた倭屋新田も解體し盡され、四三年一月より新田の呼稱も廢して名實共に普通の村落に入つた。只、堀及佐野に於ける屋敷地は今日も尙新町と稱されてゐる。

近時大阪工業地帶の發展の結果として、泉南地方にも、都市農村を選ばず、大小の工場が簇出して聚落の景觀や機能は一見甚だしく一樣化してゐる様に思はれるが、尙一步踏み込んで觀察するならば傳統の力が各方面に感ぜられる。更に新しきものと雖も古きものゝ地盤の上に成立するのであつて、舊來の地主がその廣き邸宅の一部を改造し、工場に仕立て、産業資本家として現はれたに對し

小作人の子女は、その工場に於ける勞働者の任務を引受けてゐるのである。嘗ての俵屋新田に於ても、その新町の附近は申す迄もなく、俵屋、一里山、國市場の村落に於ても工場が設立されてゐる。そこに營まれる、新しき生活が舊來の傳統を如何に改變して行くかは今後の問題であらう。

追記、資料の借覽を許され、種々の古傳に付き御教示下さつた日根野村長菊政治氏及川村與兵衛氏に深謝する。尙この程度の不完全な記述にも數回の實地踏査を必要としたが、それは東照宮三百年祭記念會の助成によつて行ひ得たものである。

北海道膽振國山越郡。ボンセイヨウベツ 及び夏路の瀨棚統貝化石に就いて

大炊御門經輝

北海道南西部の新生代層に就いて最近長尾巧

概略を述べたいと思ふ。

博士、佐々保雄學士の詳細な御研究に依り、同地方の瀨棚統(上部鮮新世)には多數の貝化石が含まれてゐることが明かになつた。筆者は去年の夏山越郡八雲町に在る徳川農場に遊び、其の間附近に産する化石を採集したので此處に其の

入雲町は噴火灣に臨み、函館から鐵路八一・一軒、急行で約二時間の處にある。餘談であるが八雲町は明治十一年舊尾張藩主徳川慶勝侯が北海道開拓と土族授産の爲に開拓使から此の土地に官有原野地の下附を受け舊藩士中より志望者